

発行日 昭和45年11月20日  
発行 三重県度会町  
編集 総務課

11月のこよみ

全国秋の火災予防運動

26日～12月2日

国民年金推進月間

21日 寄生虫病予防運動

23日 勤労感謝の日

25日 妊産婦検診(母子センター)

26日 乳幼児検診(中之郷保育所)

28日 同PTA研修大会(内城田中)

30日 年少就職者と失業保険相談日  
(役場 10時から)

12月のこよみ

年末たすけあい運動

(1日～31日)

1日 商工相談所開設(役場)

2日 妊産婦検診(母子センター)

3日 乳幼児検診(中川小)

4日 人権週間(～10日)

6日 中川小・中、小川郷小・中展覧会

7日 一之瀬小・中展覧会

9日 妊産婦検診(母子センター)

10日 乳幼児検診(母子センター)

12日 内城田小・中展覧会

15日 年賀郵便特別取扱受付(～28日)

16日 妊産婦検診(母子センター)

17日 乳幼児検診(一之瀬中)



内城田小に優秀賞(2度目)

学校花壇コンクール

県教委、中日新聞などが共催するFBC(フラワー・ブラボー・コンクール=学校花壇コンクール)に、今年も本町から内城田小学校が参加、昭和40年に続いて2度目の優秀校に選ばれました。

同校は39年に初参加以来、41年だけ休んで以後ずっと伊勢、度会地区代表として連続参加、この間、優秀賞1回、優良賞を3回受賞しています。

花壇は、同校東側の校庭に特設された91平方メートルのもので、サルビアを中心に、その周辺をマリーゴールド・トレニヤなどであしらひ、これらがブロックによりきちんと区画されています。このほか、学級花壇や部落にある地域花壇、家庭花壇も審査の対象となります。

なお、花壇コンクールに関連して行なわれる「学校花壇作文」に、同校中田真吾君(1年)が入賞しました。

(つづいておくと便利です)

自衛官募集



陸と海と空、そこに若いあなたの職場!自衛隊があります。

初任給 二五、七〇〇円  
(毎年昇給)

ボーナス 年四・五カ月分

このほか、衣食住(約二〇、〇〇〇円相当)を無償給付。

応募資格 18歳から25歳未満の男女。

くわしくは自衛隊三重連絡

部明野分駐所(TEL 伊勢

70111)か町総務課へお

問合せください。

11月の納税

固定資産税

(第三期分)

11月30日までに必ず納め

ましょう



# あぶない！ 消し忘れ 切り忘れ

秋の全国火災予防運動 11月26日～12月2日

火災の発生しやすい時期を迎え、二十六日から十二月二日まで全国一斉に秋の火災予防運動が展開されます。

本町でもこの運動期間中、消防団員が消防ポンプの一斉点検や各家庭を回ってカマド検査などを行ない、また「火の用心」のステッカーを配付します。

- (1) 火を使用する器具の安全性と正しい取扱。
- (2) 火を使用する場所は、物を散らかさないよう、また可燃物を置かないこと。
- (3) ガソリンなど危険物の保管は完全に。
- (4) 寝るとき、外出するとき必ず火の元の点検。
- (5) バケツ一杯の水の汲み置き、の励行と消火器の備付け。

いったん消火してから給油しましょう。

(3) 使用場所を移動するときなど転倒させないようにしましょう。

◆たばこの投げ捨て、寝たばこはいけません

火災原因中、たばこによるものが上位を占めています。たばこの吸がらは完全に消してから、また寝たばこはやめましょう。

◆山火事をなくそう

本町の火災発生は、山火事がほとんどです。

出火原因は入山者の屋どきのたき火やタバコの不始末がほとんどです。

山で仕事をされる人や狩猟をされる人は、たき火やタバコには十分注意しましょう。



## 役場の電話がボタン式に

各課へすぐつながります

役場庁舎の公社電話が、十一月一日からボタン電話に切替えられ各課(室)に十台の電話が配置されました。

ボタン電話は、簡易交換装置付きで、ボタンひとつで庁内のどの課にも接続できますので、これまでの

- 【農協有放電話】
- 二〇九〇番 町長室、総務課、住民課、議会事務局、選管、土木課、教委、出納室
- 二一〇〇番 産業課、税務課
- 二〇九二番 宿直室(夜間専用)

乱獲により減少してゆく狩猟鳥獣の保護繁殖をはかるため、昭和四十二年に休猟区に設定されていきました一之瀬、中川地区(六八一六杉)が、十月三十一日で三十九年の期間が終了し十一月一日から開放されました。

キジ、ヤマドリやイノシシなど絶好の猟場として知られる本町では、休猟区の開放と狩猟解禁日が重なったため、他市町村からどっとハンターが訪れています。

狩猟できる人は、三重県知事の交付する狩猟免許を所持し、胸に狩猟者記章をつけています。

このほか、狩猟にあたっては、狩猟鳥獣の種類や狩猟時間、発砲方向などこまかく制限されています。

【禁止方向】

市街地や人家の多い場所、人が多く集まる場所、人畜、建物、汽車などに弾丸が達する恐れがある場合。

また、農耕地や幼令造林地に踏みこんで被害を与えてはいけません。

限されており、伊勢警察署、伊勢林業事務所、それに鳥獣保護員が違反者の取締りを行なっていますが、山仕事をされる人などは、十分注意していただくようお願いいたします。

なお、本町の鳥獣保護員は岡本昌実さん(麻加江)です。

【禁止場所】

(1) 公道(公道からの発射や弾丸が公道の上を通る恐れがあるときも違反) (2) 社寺境内、墓地 (3) 公園など。

【禁止時間】

日の出前、日没後。

町では小型動力消防ポンプ三台を購入、大野木(河津地内)班、小川班、南中村班に配置しました。

中央機器製の中央小型動力消防ポンプT81型22馬力、ホース三本のほか付属部品一式とサーチライト付き。

## 休 猟 区 (一之瀬地区)(中川地区)

11月1日から開放されました

## 消防ポンプ

大野木など三カ所へ配置

## 11月の商工相談所

◆とき 11月1日 午後1時から4時

◆ところ 度会町役場

商取引や金融、税務などのご相談に応じます。ぜひご利用ください。

### 農林業センサスの結果

#### 専業農家わずかに35戸

去る2月1日全国一斉に行なわれました農家調査(世界農業センサス)の調査結果の概要が発表されました。

◇……この調査における農家とは、経営耕地面積5アール以上か過去一年の農産物総販売額が5万円以上のものです。

#### 1. 農家数と専業兼業の別

農家総数	専業	兼業	
		農業主	農業従
1,334 (1,386)	35 (67)	470 (558)	829 (761)

カッコ内は40年センサス

#### 2. 農家人口

農家人口	15歳未満	15歳	16歳以上
6,640 (7,220)	1,563 (2,196)	171 145	4,906 4,879

カッコ内は40年センサス

#### 3. 経営耕地規模別農家数

5a~10a(例 外規定も含)	10a 30a	30a 50a	50a 70a	70a 100a	100a 150a	150a 以上
17	149	267	251	352	247	26

#### 4. 農産物販売収入順位

1	2	3	4	5	6
米	工芸作物	養蚕	養鶏	養豚	その他
617	502	31	19	9	26

#### 5. 自家農業に従事した日数

	29日以下	30日~ 59日	60日~ 149日	150日 以上
	男	100	50	146
女	227	172	290	540

### 伊勢志摩畜産共進会

#### 福井徳松さんの玉好号

#### 肉用牛(去勢)で優等

第八回伊勢志摩畜産共進会が十月十六日、伊勢市宮川グラウンドに四市町村(伊勢市、磯辺町、御園市、磯辺町、御園部)で福井徳松さん(大野木)の玉好号が優等に選ばれました。



- た。本町関係の入賞者。
- 肉用牛部門
- (育成の部)
- 二等 長谷川博、ふくなみ号(南中村)
- (去勢の部)
- 優等 福井徳松、玉好号(大野木)
- 二等 松田金二、福良号(葛原)、荻田法生、秀盛号(栗原)
- 養豚(ランドレース)部門
- (未經産の部)
- 一等 西村寿郎、ベアラダロングダリーナ号(大野木)
- 二等 石井政雄、ピングラオーデンスルンド号(下久具)

写真は優等賞に選ばれた玉好号と福井さん

### 戦没者の死亡場所

#### 調査してお知らせ

終戦以来は二十五周年を迎えましたが、遠く異境の地で戦没された方で、当時、軍の機密保持など特殊な事情から死亡場所を明らかにしないままご遺族に死亡通知がなされていた時期があります。

旧海軍関係 昭和十七年二月三日から昭和二十二年四月三十日までの間に発行した死亡公報のもの【お知らせする期日】昭和四十六年一月から昭和五十年三月までの間。死亡時の本籍地の都道府県知事からお知らせします。

国では、これらの方々のため、このほど死亡場所の細部を調査してご遺族にお知らせすることになりました。

【対象者となる戦没者】  
旧陸軍関係 昭和二十年一月一日から昭和二十一年六月十四日までの間に発行した死亡公報のもの。

### 臨時町議会

第二回臨時町議会が十一月九日開かれ、町長提出の町道路線(日向火打石線・中通線)廃止案を原案どおり可決しました。

#### 可決された議案

▼町道路線の廃止について  
日向地内の町道約三百五十五メートル(幅員三メートル)を振興山村農林漁業特別開発整備事業で改良するため廃止するもの。

### 電話

#### 申し込みは郵便局へ

最近、県下で、電話を早くつけてやる、とか、電話の申し込み手続きをしてやる、また、架設時の電々債券を売買してやる、といった手数料七千円程度を徴収している悪徳業者がありますが、電々公社とはなんら関係がありませんのでご注意ください。

電話のお申込みは、ご自分で郵便局へおこしく下さい。(申し込みには費用はいりません)  
(伊勢電報電話局)

# 国民年金教室

十一月は「国民年金普及推進月間」です。国民皆年金の担い手として昭和三十六年四月から掛金を開始した国民年金は、いよいよ来年四月で満十年を迎え、五月から待望の老齢年金の給付がはじまります。

今月は、職場を變つたり職種の移動で国民年金から他の公的年金に変わる人や、他の公的年金から国民年金へ加入する人などのために「年金の通算制度」について説明を加えてみましょう。

## 各種の年金 加入期間を通算

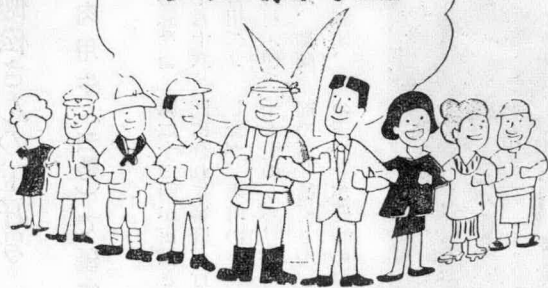
国民皆年金—すなわち会社や工場に勤めている人は厚生年金保険に、官公庁に勤めている人は共済組合に、また農林水産業や自営業の人は国民年金と、それぞれ国民であればいずれかの年金制度に加入し、老後をこれらの年金によって保障されることになっていきます。

しかし、職場をいくつか変わられた方などは、一つの年金制度だけでは加入期間が短かく、せっかく掛金をしても老齢年金や退職年金が受けられないということになりま

通算年金と女子の脱退手当金の比較

平均標準報酬月額	円			
	15,000	20,000	25,000	30,000
加入期間				
2年(24月)	通算年金 手当金 13,200 9,000	14,400 12,000	15,600 15,000	16,800 18,000
5年(60月)	通算年金 手当金 33,000 22,500	36,000 30,000	39,000 37,500	42,000 45,000
10年(120月)	通算年金 手当金 66,000 48,000	72,000 64,000	78,000 80,000	84,000 96,000

## 国民皆年金



通算年金制度で年金は手をつなく

これでは、せっかくの国民皆年金制度も、その実効を期することができないので、昭和三十六年に拠出制国民年金が発足したのを機に、通算年金制度が設けられました。

この通算年金制度は、いくつかの年金制度を転々と変わった場合でも、これらの年金の加入期間を合算して、その年数が一定年数に達すれば、それぞれ年金制度から加入期間に応じた年金(通算老齢年金、通算退職年金)が支給されることになっています。

### 通算される年金制度は

- (1) 厚生年金保険
- (2) 船員保険
- (3) 国民年金
- (4) 国家公務員共済組合

## 年金は一生 手当金は1回限り

退職などで厚生年金保険をやめたときは、女子の場合は二年以上の加入期間があれば、また男子の場合は五年以上の加入期間がありかつ、年齢が六十歳以上であれば脱退手当金を受給することができます。

しかし、この脱退手当金を受けてしまうと、厚生年金に加入しなかったものとみなされ、老齢年金が支給されなくなります。

従って、退職されたときでも安易に脱退手当金を請求することなく、再就職の可能性や今後、他の公的年金に加入するかどうか、また、老後の年金制度のことなどをよく考えてから請求してください。

特に女子の場合は、結婚などで退職したとき、配偶者(夫)が職場で公的年金に加入していれば、国民年金に任意加入できます。また、任意加入しなくても、その期間は年金の通算対象期間とされ、将来厚生年金保険の加入期間をもとにして通算老齢年金が支給されます。

このように、年金制度は通算されるわけですから、年金というものをお互いによく理解したいものです。

### 通算対象期間

- (5) 地方公務員等共済組合
  - (6) 私立学校教職員共済組合
  - (7) 公共企業体職員共済組合
  - (8) 農林漁業団体職員等共済組合
- …の八つの公的年金制度。

通算の対象となる期間とは次の期間(一年未満の期間は除く)をいいます。

- (1) 昭和三十六年四月一日以後の公的年金の加入期間。

ただし、次の特例があります。

- ア、厚生年金と船員保険では、昭和三十六年四月一日以後に何かの公的年金に加入すれば、それ以前の加入期間も通算対象になります。
- イ、共済組合では、昭和三十六年四月一日に現に加入していた制度の同日まで引き続いた期間も通算対象期間となります。

- (2) 公的年金制度に加入して

### 通算老齢年金が受けられる人

いる人の配偶者や、すでに公的年金制度、恩給法、退職年金条例、旧陸海軍共済組合令などの恩給退職年金、障害年金を受け持っている人、それに配偶者で国民年金任意加入の対象者となる人で、国民年金に加入しなかった期間。

### 来年5月から支給

保険料は12月25日までに

現在五十九歳以上の人(明治四十四年四月一日以前生まれの人)で、昭和三十六年四月の国民年金制度開始当時、国民年金に加入された人(高齢任意加入)は、十年年金といつて明年三月で十年の掛金期間が終わり、五月から六十五歳を迎えた人に対し老齢年金の支給が開始されます。

ところで、婦人会を通じて徴収されたみなさんの保険料は、町から社会保険事務所を経て国へ納付されますが、国ではその保険料の納付状況を電子計算機に記録し、それに基づいて年金の支出が決定されますので、裁定請求がスムーズにできるよう明年三月までの保険料を、今年十二月十五日までに納めていただくようお願いいたします。



# 広報板

## 住宅改良資金

### 申込期限を11月30日まで延長

住宅金融公庫の「住宅改良資金」の借入申込み期限が10月31日となっていました。11月30日まで期限延長されました。

**申込手続** 11月30日までに公庫業務取扱店(伊勢市では百五銀行、第三相互銀行、三重銀行、松阪伊勢信用金庫、中京相互銀行、三重県信用農協連)へお申込みください。

なお貸付条件など広報わたらい6月号(110号)をご参照ください。

## インフルエンザのお知らせ

### ◇ 日 程

第1回	第2回	時 間		場 所
		時	時	
す	み	11月24日	2:30~3:30	小川郷小学校
11月27日	12月4日	2:20~3:30		棚橋保育所
12月8日	12月15日	3:00~3:30		長原保育所
〃	〃	3:50~4:30		中川小学校
12月9日	12月16日	1:30~2:30		大久保寺
12月10日	12月17日	3:00~3:30		注連指公民館
〃	〃	3:50~4:30		田口クラブ
12月11日	12月18日	1:30~2:00		大野木公民館
〃	〃	2:30~3:00		上久具寺

◇ 料 金……2回接種の料金です。

大人230円 小・中学生140円  
1歳~5歳100円 1歳未満50円

なお、指定日に接種できない方や、新しく接種をご希望の方は、上記の日程内でしたら、どの会場でもけっこうですからおこしください。

## 予防接種のときは健康状態を記入した予診カードを忘れずに

予防接種による事故が問題となっているおりから、町でも万全を期するため今後の予防接種に際しては、通知書とあわせて健康状態を記入していただく予診カードをお配りし、予防接種を受ける前に接種会場です診カードを医師に提示していただき、その結果によって予防接種を受けていただくことになりました。

### ◆記入していただく事項

- 1、1カ月以内に小児マヒ、BCG、はしかの予防接種を受けたか
- 2、今朝の体温は
- 3、湿疹など皮膚の病気があるか
- 4、いま医者にかかっているか、また最近かかったことがあるか
- 5、いままでにけいれんをおこしたことがあるか
- 6、他の子どもにくらべておくれがあるか
- 7、種痘をうけたことがあるか
- 8、1カ月以内に家庭の誰れかがはしかにかかったか。

## 寄稿

玉城町の田丸城  
や本町脇

を置いた頃の記録が多くあり、当時の領主はこの地を侵すことは禁ぜられていた。

出の一之瀬城ができたのは南北朝の頃である。

私たちの度会町には神代の頃、倭姫命に従ってきた天孫民族が、以前から住んでいた民に農業を教え、田や畑を開墾して部落をつくった。

大野木は、その頃、伊勢神宮の神官となった荒木田氏の一族が大貫(おおぬき)を開墾したという伝えがあり、これが大野木となったといわれる。このほか大神を祭る場所を定めるのに苦心して、注連指や和井野をこれに滝原(大宮町)などを転々とされた記録がある。

南北朝時代になって足利尊氏が勢力を増し、後醍醐天皇を吉野に追出し、京都に幕府

## 田丸城と一之瀬城の話

立花 羽 根 文 夫

や軍隊の編成には不便であるため伊勢平野に眼をつけたのである。

そこで当時、伊勢神宮の神官で勤王の志の厚い度会家行たちと連絡をつけ、南勢地方に南朝の重要基地を設けたのである。

延元元年十月、度会家行は

北畠親房父子を伊勢に迎え、玉城町の田辺(たぬい)の丘の東端玉丸山に城を築いて全国の勤王の士に文書を送り奮起を促した。

玉丸山は神宮に通ずる街道の要地で、海、陸から伊勢神宮を守る重要な地点でもあった。

このとき、親房の招きに応じて田丸の城に馳せ参じた義軍の第一には、一之瀬城主の愛州太郎左衛門尉とその弟の三郎左衛門宗実(別名伊勢三郎)を初め志摩や熊野の水軍も参加した。

一之瀬城は、愛州氏が当時脇出にあつた恵花山寿宝院と

いう寺院の和尚明雲と相談して熊野灘の海賊が出没するために築城したのであるが、後に勤王の義軍の根拠地となった。

こうして勤王軍の勢いが大きくなるにつれ、足利氏はこれを亡ぼすために延元二年七月、畠山高国を将として一千余騎の大軍を率いて田丸城を攻撃させた。

これに対して勤王軍は、湯田付近で足利の大軍と対決して敗れなかった。

それから五年たった興国二年、足利直義は南朝方を落せないのにたまりかね、当時北勢地方の守護であった仁木義長を中心とする援軍を求めた。義長の軍は、両軍の境界であった櫛田川の線を突破し、田丸城の外郭である神山城を落し、さらに本城の田丸

城をも占領した。

勢いにのつた義長は、一之瀬城、五ヶ所城をも占領し、南勢地方を支配下においた。興国四年のことである。

こうして一応北朝方に占領された田丸城や一之瀬城は、親房の第三子顯能が伊勢国主に命ぜられ、足利氏と講和したために田丸城主となり、後、二百年近く北畠氏の時代が続くが、織田信長が伊勢に侵入して平和が破れ、北畠氏は織田氏に譲ることになる。

北畠氏は田丸城を失った後一之瀬城や三瀬谷の城に拠つて戦ったが、織田軍には敵すべくもなく、気の毒な最後を三瀬谷城で遂げた。

北畠氏の家臣は北畠氏滅亡とともに武士から百姓となり各地に分散した。一之瀬地区には、この子孫にあたる人たちもおられることとしよう。

## 編集室から

先日、匿名で編集者あてに投書をいただいた。

内容は①広報の発行日を統一②各戸への配付を早く③長期間の町の行事の掲載④各課の事務内容と担当者の氏名紹介……など。

どれもけっこうなご意見で特に①については、ご指摘どおり今後ぜひとも守って行きたいと思っております。

②は区長さんのご協力で配付いただいておりますが、区によって多少のずれがあるようです。

③④は各課と検討中です。なお、町行政に関することや広報のことなど、なんでもけっこうです。ご意見、ご希望などどしどしお寄せください。